

接続政策委員会（第81回）事業者ヒアリング資料

2026年5月19日 株式会社インターネットイニシアティブ



通信規格の進化をとらえ、当社は5G(SA方式)の活用によるサービスの進化・利用促進を目指し、MNOとの協議を継続して進めている

論点		当社意見概要
モバイル接続料の検証	5Gホームルータサービスの協議状況	<ul style="list-style-type: none"> 5Gホームルータサービス提供について、複数MNOと協議を実施している 提供条件や提供形態については各社で異なっており、収益性等を鑑みて慎重に検討している
5G(SA方式)のスライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方	<p>論点1</p> <p>5G(SA方式)及びスライシングの提供状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 5G(SA方式)の商用提供開始に向け、MVNOとしての効率性や拡張性の確保等の要望を提示しMNOと協議を進めている 直近ではNTTドコモ社から提供されるL3接続相当のサービスについて、今後のL2接続相当の参考情報として協議を実施している
	<p>論点2</p> <p>5G(SA方式)におけるネットワーク機能開放の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 5G(SA方式)のL2接続相当(ライトMVNO方式)実現に向け協議を進めている MNO・MVNO間の協議動向については引き続き注視いただきたい
	<p>論点3</p> <p>スライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> スライシングの実現や、その際の接続料のあり方について、サービス内容・接続方法に応じた適切な費用負担を実現をする必要があり、機能の開放状況と並行して議論を進めていく必要があると考えている
	<p>論点4</p> <p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> eSIM利用の促進が加速されることに応じ、エンタイトルメントの連携機能を活用しサービスの利便性向上に向けた協議を進めている 衛星ダイレクト通信を活用したサービスについてもオプションとして利用者に提供できるよう検討している

1. モバイル接続料の検証

1-1 5Gホームルーターの協議状況に関して

2. 5G(SA方式)のスライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方

2-1 5G(SA方式)及びスライシングに対しての当社考え

2-2 5G(SA方式)の実現にむけた当社取り組み状況

2-3 ヒアリング事項への回答

5Gホームルーターサービスの提供に向け、ビジネス的なメリットも勘案しながら、MNOと鋭意協議を進めている

ご確認事項

<卸電気通信役務の適正性の確保関係>

接続料の算定等に関する研究会第8次報告書において、移動通信分野における卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化）について議論した際に、一部のMVNOから、5Gホームルーターサービスについて特定卸役務の対象とすることを要望するとの意見があった。5Gホームルーターサービスは、指定設備を用いて提供されるデータ伝送役務であり、事業者間の適正な競争関係に及ぶ影響が少ない役務には当たらないと考えられ、特定卸役務に含まれると考えることが適当（ただし、付加的な機能と考えられる位置特定機能や端末設備の提供は特定卸役務には該当しないと考えられる）とした。MNO3社からは、具体的な要望があれば真摯に対応するとの説明があり、当該MVNOにおいては、まずは卸役務の提供について協議を行うことが適当としたところ、協議の状況はどうか。

当社取り組み状況

- ✓ 5Gホームルーターサービスの提供については、複数のMNOと協議を進めております
- ✓ その提供条件や提供形態については各社異なっておりますが、当社から当該サービスを提供する際のビジネス的なメリットに懸念があることから、当社としても慎重に検討を進めている状況です

MNO各社で5G(SA方式)の商用展開とスライシング等の実用化が進む中、 当社はMNO同等のサービス提供に向けて、協議・検討を進めております

通信環境の変化

- ✓ 国内MNOにおいて5G(SA方式)の商用展開が本格化しつつある
- ✓ ネットワークスライシングの実用的な提供も始まりつつあり、帯域保証・品質保証を求める企業・産業からの期待・関心が高まっている

当社取り組み状況

- ✓ MNO各社で5G(SA方式)でのサービスの提供が始まる中、当社もMVNOとして同等のサービス提供を目指し、MNOとの協議を実施中
- ✓ 5G(SA方式)のL2接続相当での接続方式・提供形態の実現方法を中心に協議・検討を実施中
- ✓ 今後はスライシングの実現も含め、提供条件等についても今後MNOと協議を進めていく必要がある

当社は、MVNO初の5G(SA方式)の接続スキームの実現に向けて、 接続元MNO各社との協議を進めております

5G(SA方式)のL2接続相当(ライトMVNO方式)の早期実現にむけて、MNO各社に以下の要望を提示し協議しております

- MNO・MVNO双方の投資負担を軽減する効率的な構成を前提

論点 1 5G(SA方式)及びスライシングの提供状況

論点	当社回答
5G(SA方式)及びスライシングの利用に向けた検討状況	<p>5G(SA方式) 5G(SA方式)のL2接続相当(ライトMVNO方式)の早期実現にむけて、MNO各社に以下の要望を提示し協議しております</p> <ul style="list-style-type: none">• MNO・MVNO双方の投資負担を軽減する効率的な構成を前提

論点2 5G(SA方式)におけるネットワークの機能開放の推進

論点	当社回答
L2接続相当の開放に向けた協議において課題があるか	双方の費用負担軽減が課題として存在していると考えている
MVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式についての検討状況はどうか	MNO・MVNO双方の費用負担の軽減につながる方式の実現に向けた協議を実施している
L2接続相当が実現した場合、MNOが現に提供しているネットワークスライシングを活用したサービスと同等のサービスをMVNOが提供可能になると考えるか	現在のL2接続相当の実現に向けての協議では、現行4G/5G(NSA方式)で提供しているMVNOのサービスが5G(SA方式)で提供可能になることを目的としている MNOが提供中のネットワークスライシング活用サービスと同等のサービスの提供可能性については、今後の協議で議論を進めていく必要があると考える

論点2 5G(SA方式)におけるネットワークの機能開放の推進

論点	当社回答
<p>L2接続相当がアンバンドル要件（①他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること、②アンバンドルすることが技術的に可能であること、③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと、④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること）を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置付けることが適当と考えられるが、要件を満たしているか考えるか。満たしていないと考える場合、どの要件を満たしていないと考えるか。</p>	<p>現在のMNOとの協議においては特に②③に関しては満たしているかどうかの判断ができない 一方で、④に関しては、5G(SA方式)で、従来の4G/5G(NSA方式)と同等のサービスを提供するためにはL2接続相当が必須のため、満たしていると考えている</p>
<p>L2接続相当がアンバンドル要件を満たしていない場合、「開放を促進すべき機能」に位置付けることについてどう考えるか</p>	<p>上記回答の通り、②③については判断できないものの、④を満たしていると考えられることから、開放を促進すべき機能と位置付けることについて違和感はない なお、公正競争を確保するという観点から、4半期毎に報告等、MNOとMVNOとの協議動向を引き続き注視いただきたい</p>
<p>ライトVMNO、フルVMNOの各形態の開放に向けた協議に於いて課題があるか</p>	<p>現在当社が提供中の4G/5G(NSA方式)におけるL2接続に加えて、5G(SA方式)におけるL2接続相当の実現による同等サービスの継続的な提供を目指している VMNOは上記を実現した先に具体的な検討を開始したいと考えており、現段階では具体的な協議を進める状況には至っていない</p>

論点3 スライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方

論点	当社回答
スライシングの実現により、超高速、多数接続、超低遅延といったスライスの設定が可能になることが想定されるが、その際のデータ接続料の在り方についてどう考えるか	スライシングの実現や、その際の接続料のあり方について、サービス内容・接続方法に応じて適切な費用負担を実現をする必要があり、機能の開放状況と並行して議論を進めていく必要があると考えている 同様に、MNOとの協議を通じて、MVNOならではのスライシング活用サービスの具体化に向けた適切な接続方法・費用負担についても議論を進めていく必要があると考えている

論点 4 その他

論点	当社回答
<p>その他検討すべき点があるか</p>	<p>エンタイトルメント機能に関するMNO・MVNO連携での利便性向上の追求</p> <ul style="list-style-type: none"> エンタイトルメント機能とは、国際標準に基づき、端末及びネットワークが連携することにより実現される機能の一つであり、PLMN情報及び加入者契約情報等に基づいて、当該契約者が利用可能なネットワークサービス・通信機能の範囲を動的に判定・制御する仕組みである。 同機能は、主にMNOが管理主体となり、加入者ごとの契約内容、端末属性、利用状況等を踏まえ、通信方式や付加機能の提供可否をネットワーク側で一元的に制御する役割を担い、①eSIMの利用者端末間での転送、②ウェアラブル端末の使用、などのサービス提供を可能にする 特に①については、eSIM専用端末（新型iPhone等）への機種変更時において、MNO契約者は端末操作のみで完了する一方、MVNO契約者はeSIM再発行が必要になる等、契約者の利便性で顕著な差が生じており、昨今の情勢（eSIM専用端末・ウェアラブル端末の普及）等を鑑みると、MNOとMVNO間での不公平が存在していると考えている 契約者の利便性向上と競争環境の公平性確保の観点から、希望するMVNOがエンタイトルメント機能をMNOと連携して活用できる環境整備を求めたい <hr/> <p>衛星ダイレクト通信の活用に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> MNO各社において、衛星通信を活用したサービスの提供が始まっている 既存の携帯端末に対して、広域・非カバーエリアの通信確保を可能にする点が大きな利点 MVNOとして既存の契約者に対して、利便性高く・追加負担の少ないアプローチで衛星ダイレクト通信をオプション提供できるよう、検討を進めている



日本のインターネットは1992年、IIJとともに始まりました。以来、IIJグループはネットワーク社会の基盤をつくり、技術力でその発展を支えてきました。インターネットの未来を想い、新たなイノベーションに挑戦し続けていく。それは、つねに先駆者としてインターネットの可能性を切り拓いてきたIIJの、これからも変わることのない姿勢です。IIJの真ん中のIはイニシアティブ

IIJはいつもはじまりであり、未来です。

本書には、株式会社インターネットイニシアティブに権利の帰属する秘密情報が含まれています。本書の著作権は、当社に帰属し、日本の著作権法及び国際条約により保護されており、著作権者の事前の書面による許諾がなければ、複製・翻案・公衆送信等できません。本書に掲載されている商品名、会社名等は各会社の商号、商標または登録商標です。文中では™、®マークは表示しておりません。本サービスの仕様、及び本書に記載されている事柄は、将来予告なしに変更することがあります。